

業務委託契約書（案）

- 1 業 務 名 悪臭測定業務
- 2 業 務 場 所 中央クリーンセンター敷地内
- 3 履 行 期 限 契約締結日翌日から令和8年12月25日まで

- 4 委 託 料 ￥ _____ ー
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ _____ ー）

1) 委託料は毎回の検査ごとに請求するものとする。

・処理水悪臭測定（1回）	1回につき	￥ _____ ー
・悪臭測定（境界線）（2回）	1回につき	￥ _____ ー
・悪臭測定（機体排出口）（1回）	1回につき	￥ _____ ー

- 5 契約保証金 ￥ _____ ー

- 6 そ の 他 なし

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者 つがる西北五広域連合と
受注者 _____ は、別紙の条項によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 五所川原市字布屋町41番地1
つがる西北五広域連合
広域連合長 佐々木 孝 昌 印

受注者 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 受注者は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期間中に、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

(関係法令の遵守等)

第2条 受注者は、業務の実施にあたり、悪臭防止法、計量法その他関係法令を厳守し、正確かつ誠実に測定及び報告を行わなければならない。

(安全管理及び事故報告)

第3条 受注者は、現場での測定作業にあたり、事故防止のための安全管理に万全を期さなければならない。

2 受注者は、業務の実施中に事故等が発生したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(業務の完了及び検査)

第4条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく計量証明書その他仕様書で定める報告書（以下「成果物」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の成果物を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第5条 受注者は、前条の検査に合格した後に、適法な支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を受注者に支払わなければならない。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合は、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(履行期限の延長)

第7条 受注者は、天候不良その他その責めに帰することができない事由により履行期限内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(成果物の帰属等)

第12条 業務の履行に伴い提出された成果物の所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、発注者に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、提出された成果物の内容(測定結果の著しい誤り等を含む。)が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、履行の追完(再測定等)、委託料の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(損害賠償責任等)

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者又は第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

(1) 受注者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、発注者に損害が生じたとき。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の解除を申し出たとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び同条第2項の規定に該当するとき。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第16条 発注者は、受注者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。

(協議事項)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈について疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが誠意をもって協議の上、定めるものとする。